

# 岩見沢市東部丘陵地域旅客運送サービス継続事業実施方針

令和3年9月10日

岩見沢市地域公共交通活性化協議会

## 1. 実施区域

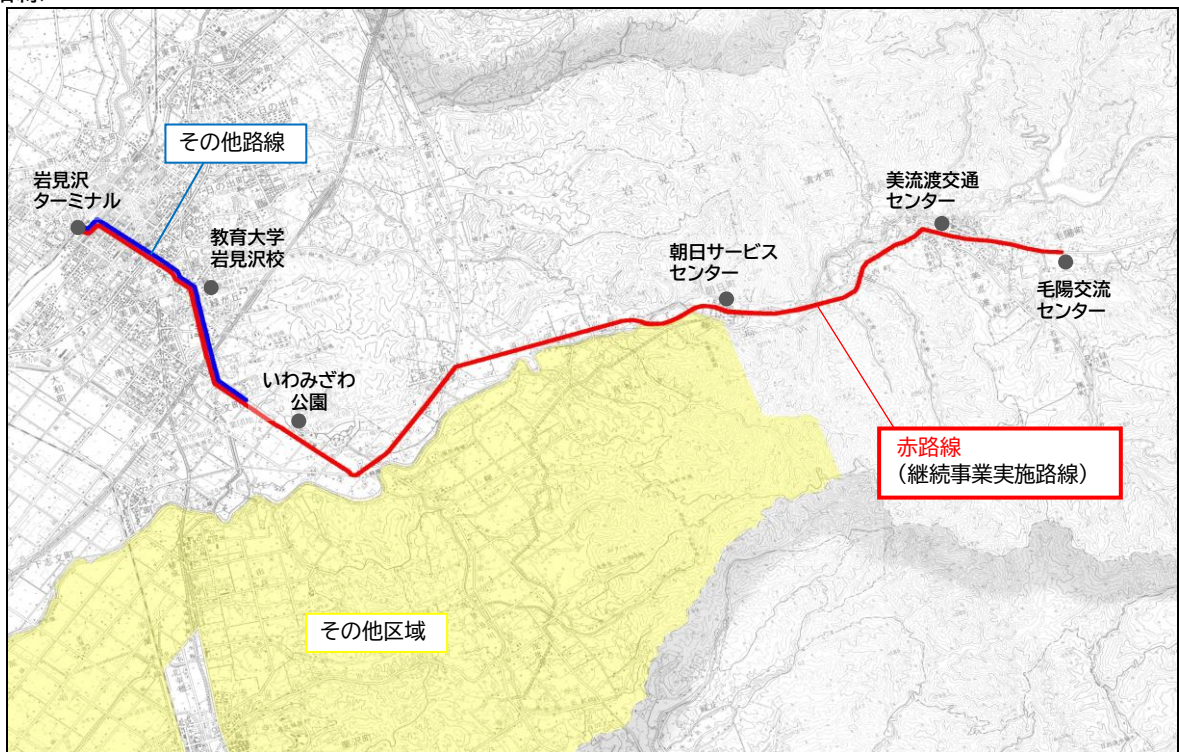
岩見沢市

1条西5丁目、2条西5丁目、3条西5丁目、4条西5丁目、5条西5丁目、6条西5丁目、7条西5丁目、8条西5丁目、9条西5丁目、10条西5丁目、11条西5丁目、12条西5丁目、13条西5丁目、並木町、春日町1丁目、緑が丘1丁目、緑が丘2丁目、緑が丘3丁目、緑が丘4丁目、緑が丘5丁目、緑が丘6丁目、志文町、上志文町、栗沢町宮村、朝日町、栗沢町美流渡、毛陽町、栗沢町万字

## 2. 事業を実施する路線等において現に実施されている特定旅客運送事業の状況

【サービス内容】赤路線が継続事業を実施する路線（青路線及び黄区域は変更なし）

### ①路線



### ②ダイヤ

路線 (系統) 名	平日		土日祝		事業者名	事業の種類	運行の態様
	往	復	往	復			
赤路線	7便	8便	6便	6便	北海道中央バス株式会社	一般乗合旅客自動車運送事業	路線定期運行
青路線 (※変更なし)	6便	6便	6便	7便	北海道中央バス株式会社	一般乗合旅客自動車運送事業	路線定期運行
黄区域 (※変更なし)	3便	3便	3便	3便	岩見沢地区ハイヤー協会	一般乗合旅客自動車運送事業	区域運行

### ③運賃

路線定期運行 (赤路線：岩見沢ターミナル～毛陽交流センター、青路線：岩見沢ターミナル～南が丘)

岩見沢ターミナル	200	200	200	210	320	380	450	500	560	620	670	670	670	720	740
—	スポーツセンター	200	200	200	250	330	400	460	500	570	620	620	620	670	700
—	—	緑ヶ丘霊園	200	200	220	290	350	400	450	510	570	570	570	610	660
—	—	—	南が丘	200	200	250	330	390	440	500	550	550	550	590	630
—	—	—	—	いわみざわ公園	200	200	260	330	380	440	500	500	500	550	590
—	—	—	—	—	旧渡船場	200	200	290	340	400	460	460	460	500	550
—	—	—	—	—	—	萩の山スキー場	200	210	260	340	390	390	390	440	480
—	—	—	—	—	—	—	宮村	200	200	260	320	320	320	370	420
—	—	—	—	—	—	—	—	宮村東	200	200	250	250	250	310	360
—	—	—	—	—	—	—	—	—	旧朝日駅前	200	200	200	200	250	310
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一の沢	200	200	200	200	230
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	美流渡本町	200	200	200	200
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	美流渡交通センタ	200	200	200
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	錦町	200	200
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	メープルロッジ前	200
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	毛陽交流センター

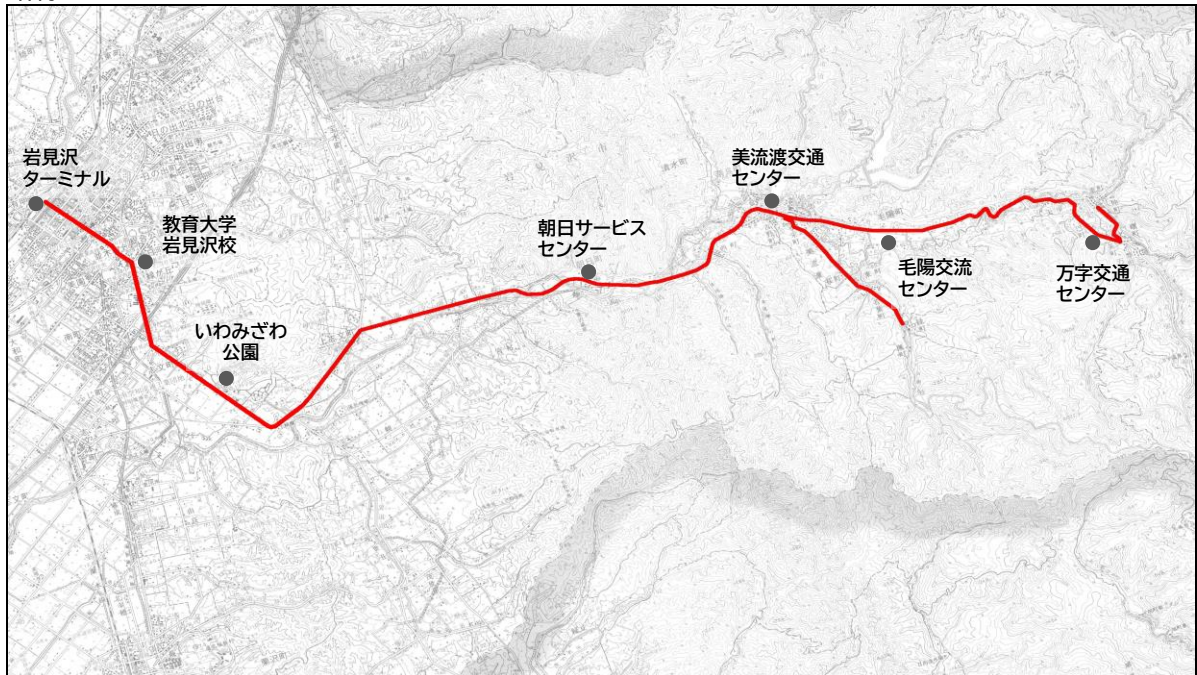
区域運行 (黄区域：デマンド型乗合タクシー)

降車場所	運賃 (1人あたり)
市立栗沢病院	500円
J R栗沢駅	500円
Aコープ栗沢店	500円
駒園8丁目	500円
J R岩見沢駅	800円
であえーる	800円
市立総合病院	1,000円
市役所	1,000円

3. 2の路線等において地域旅客運送サービスの維持を図るために引き続き実施する運送（継続旅客運送）に係る運送機関の種類、態様その他の内容

【引き続き実施するサービスの内容】

①路線



- 赤路線…乗合事業者による継続
  - ・運送事業の種類…一般乗合旅客自動車運送事業
  - ・態様…路線定期運行

②ダイヤ

路線(系統)名	平日		土日祝	
	往	復	往	復
赤路線	7便	8便	6便	6便

※地域の人口規模や利用状況等を踏まえ、プティバス型車両（乗車定員10人以下）による運行を想定している。

※路線やダイヤについては現行程度を基本としているが、運行経費などを踏まえ、決定した事業者や地域と協議して決定する。（なお、運行開始後も利用状況を踏まえて随時見直す。）

4. 継続旅客運送を実施する者の条件

- ・地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- ・会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けている者を除く）又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けている者を除く）であること。
- ・岩見沢市内に本社、支店、営業所等を有していること。
- ・国税及び地方税を滞納していないこと。
- ・岩見沢市における暴力団の排除の推進に関する条例に規定する暴力団又は暴力団員に該当しないこと。
- ・道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条に定める、一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けていること。
- ・岩見沢市内において3年間にわたる輸送実績があること。
- ・その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

5. 地方公共団体による支援の内容

- ・運行に係る車両購入費の補助
- ・運行費に係る補助金の予算措置
- ・地域住民と連携した利用促進策

6. 実施予定期間

- ・令和4年4月1日～令和7年3月31日 ※地域公共交通計画の期間終了まで

7. 公募の期間

- ・令和3年9月14日～令和3年9月24日

8. 継続旅客運送を実施する者の選定の方法

- ・プロポーザル実施要領に基づく公募型プロポーザルを実施
- ・選定にあたっては、協議会専門部会の委員の中から選出した審査員による審査会を実施

9. その他必要な事項

- ・公募型プロポーザルへの参加にあたっては、プロポーザル実施要領に規定する「参加申込み手続き」を参照のこと。